

# しらこぼと公園、川越公園、加須はなさき公園、所沢航空記念公園の 売店運営事業者募集について（概要）

公益財団法人埼玉県公園緑地協会ではしらこぼと公園、川越公園、加須はなさき公園、所沢航空記念公園の所定の場所に設けている飲食及び物販売店スペースの管理運営業務を受託する事業者を募集いたします。

応募に当たっては、以下の募集要項配布期間中に募集要項を入手の上、現地説明会に参加いただく必要があります。詳細は、1の募集要項配布場所で配布する募集要項をご確認ください。

## 1. 募集要項配布期間：平成29年11月28日（火）～12月20日（水）

時間：10：00～正午、13：00～16：00

募集要項配布場所：以下①、②のいずれかの場所で入手してください

①公益財団法人埼玉県公園緑地協会本部 経営企画部 ※土日祝日は不可

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目130番地

電話 048-640-1593

②しらこぼと公園管理事務所 ※休園日は不可

埼玉県越谷市小曾川985

電話 048-977-5111

③川越公園管理事務所 ※休園日は不可

埼玉県川越市池辺880

電話 048-241-2241

④加須はなさき公園管理事務所 ※休園日は不可

埼玉県加須市水深1722

電話0480-65-7155

⑤所沢航空記念公園管理事務所 ※休園日は不可

埼玉県所沢市並木1-13

電話 04-2998-4388

2. 現地説明会
- |             |                      |          |
|-------------|----------------------|----------|
| （ア）しらこぼと公園  | 平成29年12月26日（火）10：00～ | 管理棟2階会議室 |
| （イ）川越公園     | 平成30年1月9日（火）14：00～   | 管理棟2階会議室 |
| （ウ）加須はなさき公園 | 平成29年12月26日（火）14：00～ | 管理棟2階会議室 |
| （エ）所沢航空記念公園 | 平成30年1月9日（火）10：00～   | 管理事務所会議室 |
- 現地説明会への参加をもって企画提案希望の受付とします。

## 3. 本申請書について：受付期間 平成30年1月22日（月）～1月26日（金）

2.の現地説明会に参加・受付した事業者を対象に、本申請書を受け付けます。  
本申請書の受付期間に先立ち、質疑受付期間を設定します。

## 4. 企画提案（プレゼンテーション）

：本申請書を提出後、提案内容についてプレゼンテーションを行っていただきます。  
提出書類及びプレゼンテーション等の内容を総合的に評価し、受託者を選定します。

## 5. 応募資格

・以下の全てに該当すること。

### （1）飲食売店

- 平成29年11月現在、飲食業について3年以上法人資格並びに優良な経営実績を有していること。
- 公の施設での大規模イベント、その他同規模施設での飲食店舗の管理運営実績があり、安全かつ魅力的に実施する運営力や信頼性を有すること。

- ③ 平成 27 年 4 月 1 日以降食中毒及び火災などの事故がないこと。
- ④ 埼玉県内に営業所、店舗、製造工場または仕入先等を有し、迅速・安全・衛生的に食品を搬送できること。
- ⑤ 受託者の負担すべき経費について負担能力があること。
- ⑥ 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）でないこと。また反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

## (2) 物販売店

- ① 平成 29 年 11 月現在、3 年以上法人資格並びに優良な経営実績を有していること。
- ② 公の施設での大規模イベント、その他同規模施設での物販店舗の管理運営実績があり、安全かつ魅力的に実施する運営力や信頼性を有すること。
- ③ 平成 27 年 4 月 1 日以降生命や身体を害するような人身事故、物損事故や火災などの事故がないこと。
- ④ 埼玉県内に営業所・店舗・製造工場・仕入先等を有し、迅速・安全・衛生的に販売物品、原材料等を搬送できること。
- ⑤ 受託者の負担すべき経費について負担能力があること。
- ⑥ 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）でないこと。また反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

## 6. 主な営業条件

### (1) 管理規則の遵守

- ・受託者及びその従業員・取引納入業者は、委託者の営業方針、管理運営方針に従っていただきます。

### (2) 営業日数／営業時間

- ・委託者が定めた営業方針／営業日／営業時間に従って営業していただきます。

### (3) 業種・業態／取扱い品目／販売方法

- ・業種・業態

#### ① 飲食売店（飲食店営業許可に基づくもの）

- ・取扱品目…ご飯類、麺類、軽食類、菓子類（かき氷、アイス類を含む）、清涼飲料水（自動販売機を除く）

※自動販売機の営業は認めません。

※しらこぼと公園、川越公園、加須はなさき公園はアルコール類の販売は認めません。

※所沢航空記念公園の売店は、隣接するバーベキュー場の管理、道具の貸し出し及び食材の販売を含みます。

※委託者が定めた場合、受託者はそれに従うものとします。

- ・販売方法…対面式販売

※しらこぼと公園の区画 S 4 は、建屋内営業に加えて、造波プールエリア内に限りケータリングカーを乗り入れたの営業を認めます。

※川越公園の区画 K 4 は売店施設が無いので、原則ケータリングカーでの販売とします。

#### ② 物販売店（しらこぼと公園、川越公園、加須はなさき公園）

- ・取扱品目…浮輪、水着、水泳に使用する商品など

- ・販売方法…対面式販売

### (4) 販売価格・仕入方法

- ・販売価格・仕入方法（仕入先、納品方法）については、受託者が委託者に報告し、委託者の承認を得たうえで取り決めることとします。なお、価格の変更についても同様とします。

#### ① 飲食営業・食品販売の許可等の取得

- ・飲食営業に関して保健所の許可を必要とします。その取得・廃止は受託者の費用で受託者が行い、委託者に報告を行っていただきます。なお、いずれも許認可の期間と契約期間は関係ありません。

- ・また、受託者の責めに帰すべき事由により、許可が取得できない、あるいは取り消された場合には契約を解除することがあります。

#### ② 再委託の禁止

- ・受託者は、契約に基づく全部または一部について、第三者に譲渡・転貸または担保に供する等の一切の行為をすることはできません。

- ・また、第三者への再委託による運営も禁止します。

### ③ 契約満了時の留意事項

- ・受託者は、業務委託契約が終了した時は、直ちに自己の費用により原状回復をしていただきます。契約解除の場合も同様とします。
- ・受託者は、造作・什器・機器等の買い取り並びに必要な費及び有益費の償還等の請求を行うことはできません。

### ④ 損害賠償

- ・受託者は、業務の遂行にあたって、第三者または委託者に損害を与えた場合、受託者の責任において賠償していただきます。
- ・保健所、消防等の行政指導により、委託者が受託者に対して業務の停止を命じたときは、受託者は直ちに從っていただきます。また、受託者はそれによる損害賠償その他一切の請求をすることはできません。

### ⑤ 契約の締結条件

- ・この企画提案において選定された場合であっても、当協会が該当する公園の指定管理者として埼玉県から指定されることが条件であり、指定されなかった場合は契約を締結しません。また、何らかの理由により当協会が指定管理者でなくなった場合、この契約は解除されます。この場合、受託者はその結果生じる損害の賠償その他一切の請求をすることはできません。
- ・受託者決定後、営業開始までの間に食中毒事故等を発生させるなど、応募資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがあります。

## 7. 主な経済条件

### (1) 売上管理手数料

- ・売店の売上管理手数料は、電気・水道料実費額と売上に対する一定料率に基づいて算出する変動手数料の合計となります。
- ・売店の売上金は受託者が収受し、その中から当該売上管理手数料を委託者にお支払いいただきます。

## 8. 契約期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

当初契約始期から 5 年を限度として、年度ごと契約を更新します。

ただし、埼玉県からプールの営業を中止するよう指示があった場合、この契約は解除されます。